

運営規程

学校法人 大阪福島キリスト教学園 愛輝幼稚園 運営規定

(施設の目的及び運営の方針)

第1条 本園の目的は、愛輝幼稚園園則（昭和 62 年 4 月 1 日制定。以下「園則」という。）

第 1 条目的に定めるとおりとする。

(記載根拠)

運営基準 第 20 条
第 1 号

2. 本園は、教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）、学校教育法（昭和 22 年法律

第 26 号）及び子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）その他の関係

法令を遵守して運営する。

運営基準 第 2 号
学校法人施行
第 4 条 3 号

(提供する教育の内容)

第2条 本園の教育課程その他の教育内容は、「進んで身近な人とかかわり、愛情や信頼感、

自分以外の人に共感する力を持ち、社会生活における望ましい習慣や態度を身に

付け、子どもたち一人一人がもっている発達する力を引き出し援助することをねらい

として教育を提供している。

運営基準 第 3 号
学校法人施行
第 5 号

2. 本園の教育課程、その他の教育内容は園則第 10 条に定めるとおりとする。

運営基準 4 号
学校法人施行
第 3 号

(職員の職種、員数及び職務の内容)

平成 26 年
内閣府令 第 39 号
運営基準

第3条 本園に置く教職員組織は、園則第 12 条に定めるとおりとする。

2. 園則第 12 条に定める教職員は、学校教育法、その他の関係法令の定めるところ

により、職務を遂行する。

(教育を行う日及び時間等)

第4条 本園の教育を行う日及び時間等は、園則第 7 条及び第 11 条に定めるとおりとする。

(保育料等)

第5条 本園においては、大阪市特定教育・保育施設運営基準条例第 13 条第 1 項により、

園児の居住する市町村が定める額の基本保育料を法定代理受領する。

2. 本園においては、大阪市特定教育・保育施設運営基準条例第 13 条第 3 項により、

本園の教育の質の向上を図るため、次に掲げる特定保育料を保護者から徴収すること

とし、その金額などは、園則第 18 条に定めるとおりとする。

費目	理由
施設・教育充実費 月額 6,000 円	園舎等の整備、及び教育に関してより一層の 充実を図るため

3. 本園においては、大阪市特定教育・保育施設運営基準条例第 13 条第 4 項により、

次の通り実費を徴収する。

本園の利用において通常必要とされるものの係わる費用で保護者に負担させることが適当と認められるもの。

給食代、絵本代、誕生会費、保護者会などの費用

運営基準 第 6 号
学校法人施行
第 5 号

(子どもの区分ごとの利用定員)

第6条 本園の子ども・子育て支援法第 31 条第 1 項の利用定員は次のとおりである。

運営基準 第 7 号
学校法人施行
第 6 号

教育標準時間の認定を受けた園児 60 人。

(利用の開始及び終了に関する事項等)

第7条 本園の入園、退園、休園、修了等に関する事項は、園則第 4 章 (13, 14, 15, 16 条) に定め
るとおりとする。

運営基準 第 8 号
第 9 号

2. 利用の申込みのあった教育標準時間の認定を受けた者と、現に本園を利用している

教育標準時間の認定を受けた園児の総数が利用定員の総数を超える場合については、大阪

市・特定教育・保育施設運営基準 第 6 条第 2 項により抽選、また本園の教育

理念に基づく選考など、事前に園長が定めて保護者に明示した公正な方法により

運営基準 第 10 号

選考する。

3. 前項の選考の方法、その他入園に必要な手続きは毎年度募集要項を定めて明示する。

(緊急時における対応方法及び非常災害対策)

第8条 本園においては、園児の安全の確保を図るため、学校保健安全法（昭和33年法律第56号、第27条）の規定により、学校安全計画を策定し実施するとともに、同法第29条第1項の規定により危険等発生時対処要領を作成し訓練などを行う。

(本園の防災マニュアルなど活用)

2. 本園は、学校保健安全法及び大阪市特定教育・保育施設運営基準第32条に従って、市町村、保護者などへの連絡、警察署その他の関係機関との連携を図る。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第9条 本園は、園児に対する虐待を防止するため、教職員に対する研修を定期的に行う。

(苦情の適切な対応マニュアルを通してつねに改善を図る)

第10条 本園は苦情の申し出者の立場をふまえて、苦情の意見、要望を含めて広く捉えて、真摯に解決の努力をおこない、保護者からの信頼をより強く得ることが極めて大切であることを方針とする。

(個人情報保護に関する取り扱い)

第11条 本園は個人情報保護の重要性を認識しつつ更なる情報の適正な仕組みづくりを行い、保護者の信頼関係を得られるように努めることとする。そのための必要なガイドラインを強める。

(保護者らに提供する情報開示に努める)

第12条 2007年の学校教育法、同施行規制改正に基づいて、本園に関する必要な各種の情報を提供することを基本として、園児募集、重要事項説明書および学校評価などを開示し、ホームページで公開する。

(自己評価などの適正な取り扱いを目指し、改善をはかる努力を行う)

第13条 本園は、自己評価などについては、一人ひとりの園児の最善の利益を保護し、子どもたちの家庭の子育てを支援していけるように、園としての保育の在り方を評価し、改善していくことを目的とする。故に、他者評価や第三者評価に努めて経営改善をなすために活かしていくことに努める。

(教育の提供に係る重要事項の詳細)

第14条 本園の教育の提供開始にあたり、前条に規定する以外の利用者に明示する重要事項の詳細は以下のとおりとする。※別添